

障害福祉分野で働いてみませんか？

障害福祉分野就職支援資金 貸付事業のご案内

他業種で働いていた方が所定の研修を修了し、障害福祉分野に就職した場合、必要な経費に掛かる支援金を貸付ける制度です。
継続して2年間従事することで貸付金の返還が免除されます。

貸付額

20万円以内(1人につき1回限り)

返還免除要件

京都府内の障害福祉事業所で障害福祉職員として2年間(※)継続して従事すれば全額免除！

- (※)・360日以上勤務が必要です。
・就職日と対象研修修了日のいずれか遅い日以降2年間引きつづき従事が必要です。

申請について

- 申請期限:内定～就職日の翌々月末
※令和3年度は就職日により異なります。詳細は裏面をご覧ください。
- 申請方法:必要書類を就職先の事業所を通じて当センターに申請してください

対象経費

就職に際し、真に必要と認められる費用

【対象費用例】 軽微な講習会費、参考図書費、転居費(近隣転居不可)、働く際に必要な靴などの被服費、通勤用自転車・バイクの購入費など

対象者

以下の①～⑥のすべてを満たしている方

- ①貸付対象の研修を修了した方
(就職と同時に研修を受講する場合は就職日までに受講申し込みを済ませ、修了後修了証を提出すると)
- ②京都府内の障害福祉事業所または施設に障害福祉職員として週20時間以上従事しようとする方
- ③障害福祉分野就職支援金利用計画書を提出した方
- ④他の分野で従事していた方であり、障害福祉職員及び介護職員等として就労したことがない方
- ⑤京都府社会福祉協議会及び他の都道府県が適当と認める団体から同種の資金を借り受けたことがない方
- ⑥令和3年4月1日以降に就職した方

連帯保証人

要件を満たす連帯保証人が1名(日本国籍又は特別永住権、永住権を持つ方)必要です

裏面もご覧ください



■問合せ先

社会福祉法人京都府社会福祉協議会 京都府福祉人材・研修センター

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入ル清水町 375 ハートピア京都地下1階
地下鉄烏丸線「丸太町」駅下車 南改札口5番出口すぐ

TEL: 075-252-6298 (平日9:00～17:00)

申請から送金までの流れ

申請期間

離職

対象研修
受講

障害福祉分野
採用決定日

障害福祉分野
就職日

申請期限
(就職日の翌々月末)

採用決定日から就職日まで2ヶ月以上ある場合、
就職日の2か月前から申請可能とします

審査
貸付決定

借用書類
提出

送金

申請期限について

就職日(対象)	申請期限	備考
令和3年4月1日～令和4年1月31日	令和4年3月31日(必着)	
令和4年2月1日以降	就職日の翌々月末日(必着)	(例)令和4年3月10日就職した場合 令和4年5月31日(必着)申請期限

申請時提出物

- ①貸付申請書
- ②就職支援金利用計画書
- ③就職(内定・決定)証明書
※就職先の事業所の証明が必要です
- ④勤務条件が確認できる書類(雇用契約書等)
- ⑤研修を修了したことを証明できる書類の写し又は
就職前に申込済みであることが分かる書類
- ⑥住民票記載事項証明書
・直近3ヶ月以内のもの
・外国籍の方は在留資格及び在留期限が記載されているもの
- ⑦連帯保証人の前年度の所得を証明する書類
- ⑧その他、京都府社会福祉協議会会長が必要と認める書類

貸付については申請内容を審査し、京都府社会福祉協議会
会長が決定します

貸付対象となりうる事業所・職種

◆事業所

- ・障害者福祉サービス事業所・施設
- ・障害児通所支援事業所 など

◆職種

- ・サービス利用者に直接サービスを提供する
障害福祉職員

※ 詳しくは「京都府障害福祉分野就職支援資金貸付
要綱」「手引き」をご覧ください

貸付対象の研修

- ①介護職員初任者研修以上の研修
- ②居宅介護職員初任者研修
- ③障害者居宅介護従事者基礎研修
- ④重度訪問介護従業者養成研修(基礎、統合及び
行動障害支援いずれかの課程と応用を受講)
- ⑤同行援護従業者養成研修(基礎、応用を受講)
- ⑥行動援護従業者養成研修

■詳しくは、ホームページをご覧ください
申請用紙等はホームページからダウンロードできます



フクジョブ

検索